



# 請 書 ( 修 繕 )

年 月 日

大泉町長 様

住 所  
受注者  
氏 名

印

1 件 名

2 履行期限 年 月 日

3 履行場所

4 契約金額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考

上記について裏面契約条項承諾の上、御請け致します。

表記の修繕について貴職と受注者は裏面の契約条項を特約する。

- 第1条 受注者は、修繕を完了したときは、貴職に対して書面により通知しなければならない。
- 第2条 貴職は、前条の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者立会のうえ検査をしなければならない。
- 第3条 受注者は、第2条の検査に合格しないものがあるときは、遅滞なくこれを取替え、又は補修して再検査を受けなければならない。
- 第4条 受注者は、その責めに帰することのできない理由により履行期限までに修繕を完了することができないときは、貴職に対し履行期限の延長を求めることができる。
- 第5条 受注者が正当な理由なく履行期限内に修繕を完了しない場合において、履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、貴職は、履行期限を延長することができる。
- 第6条 前条の場合において、貴職は、受注者から未済部分の契約金額相当額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額を延滞金として徴収する。
- 第7条 貴職は、受注者の債務不履行その他不誠実の行為があったときは、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、貴職は、受注者から契約金額の10分の1を違約金として徴収する。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 第8条 受注者は、貴職がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるときは、契約を解除することができる。この場合、受注者は、貴職に対して損害の賠償を求めることができる。
- 第9条 貴職は、修繕の完了した後、請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。
- 第10条 受注者は、貴職の代金支払いが前条の期日より遅延したときは、期限の翌日より政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合をもって遅延利息を請求することができる。
- 第11条 貴職は、受注者が次のイからトのいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として貴職の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ その他役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、貴職が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第12条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて貴職と受注者とが協議して定める。